

各市町村教育委員会学校安全主管課長 様

千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課長
(公印省略)

保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における
バス送迎に当たっての安全管理の徹底について（再周知）

日頃から、学校安全の推進について御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、過日、静岡県牧之原市において、認定こども園の送迎バスに置き去りにされた子供が亡くなるという大変痛ましい事案が発生しました。

このことについて、令和4年9月6日付け事務連絡により、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課等から、別添写しのとおり通知がありました。

保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部（以下「幼稚園等」）における安全管理については、令和3年7月に福岡県中間市において発生した事案を受けて、「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について」（令和3年8月31日付け教安第748号）で通知し、周知徹底を行ってきたところです。

つきましては、今回の事案も踏まえ、バスによる送迎について、各施設において、業務の点検を行い、下記のとおり改めて安全管理を徹底するよう、貴管下の幼稚園に周知をお願いいたします。

なお、幼稚園を設置していない教育委員会におかれましては、参考としてくださるようお願いいたします。

記

- ① 子供の欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底すること。
- ② 登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子供の人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること。
- ③ 送迎バスを運行する場合においては、事故防止に努める観点から、
 - ・ 運転を担当する職員の他に子供の対応ができる職員の同乗を求めることが望ましいこと
 - ・ 子供の乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、その内容を職員間で共有すること等に留意いただくこと。
- ④ 各幼稚園等においては、「学校安全計画」「危機管理マニュアル」について、適宜見直し、必要に応じて改定すること。

<参照>

「学校安全の手引」 第5章 第1節 学校における体制整備（P223～224）

参考資料 1 学校安全計画例（P1）

3 危機管理マニュアル例（P2）

担 当

千葉県教育庁教育振興部 児童生徒安全課

安全班 指導主事 井桁 剛志

電 話 043（223）4091

各県立特別支援学校長 様

教育振興部児童生徒安全課長

保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園における
バス送迎に当たっての安全管理の徹底について（再周知）

過日、静岡県牧之原市において、認定こども園の送迎バスに置き去りにされた子供が亡くなるという大変痛ましい事案が発生しました。

このことについて、令和4年9月6日付け事務連絡により、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課等から、別添写しのとおり通知がありました。

保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園における安全管理については、令和3年7月に福岡県中間市において発生した事案を受けて、「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園における安全管理の徹底について」（令和3年8月31日付け教安第748号）で通知し、周知徹底を行ってきたところです。

については、今回の事案も踏まえ、幼稚園の設置がない学校も含め、バスによる送迎について、各学校において、業務の点検を行い、下記のとおり改めて安全管理を徹底するよう、貴校職員等に周知願います。

記

- ① 子供の欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底すること。
- ② 登校時や散歩等の校外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子供の人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること。
- ③ 送迎バスを運行する場合には、事故防止に努める観点から、
 - ・ 運転を担当する職員の他に子供の対応ができる職員の同乗を求めることが望ましいこと
 - ・ 子供の乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、その内容を職員間で共有すること等に留意いただくこと。
- ④ 各学校においては、「学校安全計画」「危機管理マニュアル」について、適宜見直し、必要に応じて改定すること。

<参照>

「学校安全の手引」 第5章 第1節 学校における体制整備（P223～224）

参考資料 1 学校安全計画例（P1）

3 危機管理マニュアル例（P2）

担 当
教育振興部 児童生徒安全課
安全班 指導主事 井桁 剛志
電 話 043（223）4091

教児安第458号

令和4年9月12日

各教育事務所長 様

教育振興部児童生徒安全課長

保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における
バス送迎に当たっての安全管理の徹底について（再周知）

このことについて、別添写しのとおり、貴域内の市町村教育委員会学校安全主管課
長宛てに通知しましたので、御了知願います。

担 当
教育振興部 児童生徒安全課
安全班 指導主事 井桁 剛志
電 話 043（223）4091



教児安第458号
令和4年9月12日

各市町村教育委員会学校安全主管課長 様

千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課長
(公印省略)

保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における
バス送迎に当たっての安全管理の徹底について（再周知）

日頃から、学校安全の推進について御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、過日、静岡県牧之原市において、認定こども園の送迎バスに置き去りにされた子供が亡くなるという大変痛ましい事案が発生しました。

このことについて、令和4年9月6日付け事務連絡により、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課等から、別添写しのとおり通知がありました。

保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部（以下「幼稚園等」）における安全管理については、令和3年7月に福岡県中間市において発生した事案を受けて、「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について」（令和3年8月31日付け教安第748号）で通知し、周知徹底を行ってきたところです。

つきましては、今回の事案も踏まえ、バスによる送迎について、各施設において、業務の点検を行い、下記のとおり改めて安全管理を徹底するよう、貴管下の幼稚園に周知をお願いいたします。

なお、幼稚園を設置していない教育委員会におかれましては、参考としてくださるようお願いいたします。

記

- ① 子供の欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底すること。
- ② 登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子供の人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること。
- ③ 送迎バスを運行する場合においては、事故防止に努める観点から、
 - ・ 運転を担当する職員の他に子供の対応ができる職員の同乗を求めることが望ましいこと
 - ・ 子供の乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、その内容を職員間で共有すること等に留意いただくこと。
- ④ 各幼稚園等においては、「学校安全計画」「危機管理マニュアル」について、適宜見直し、必要に応じて改定すること。

<参照>

「学校安全の手引」 第5章 第1節 学校における体制整備（P223～224）

- 参考資料 1 学校安全計画例（P1）
3 危機管理マニュアル例（P2）

担 当 千葉県教育庁教育振興部 児童生徒安全課 安全班 指導主事 井桁 剛志 電 話 043（223）4091
--



事務連絡
令和4年9月6日

各都道府県・市町村保育主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属幼稚園又は特別支援学校幼稚部を置く 御中
国公立大学法人担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当) 付
内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当) 付

保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における
バス送迎に当たっての安全管理の徹底について(再周知)

この度、静岡県牧之原市において、認定こども園の送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという大変痛ましい事案が発生しました。

保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理については、令和3年7月に福岡県中間市において発生した事案を受けて、「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について」(令和3年8月25日付け事務連絡)でお示しし、周知徹底を行ってきたところです。それにもかかわらず、再度、今回のような事案が発生してしまったことは極めて遺憾です。

今回の事案も踏まえ、バスによる送迎について、各施設において、業務の点検を行い、下記のとおり改めて安全管理を徹底するよう、各都道府県・市町村保育主管課におかれては域内の保育所に対して、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の幼稚園及び特別支援学校並びに域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人に対して、国公立大学担当課におかれては附属の幼稚園等に対して、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。



なお、本事案については、事案の詳細を更に把握した上で、今後、追加的な対策も検討してまいります。

記

- ① 子どもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底すること
- ② 登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること
- ③ 送迎バスを運行する場合においては、事故防止に努める観点から、
 - ・ 運転を担当する職員の他に子どもの対応ができる職員の同乗を求めることが望ましいこと
 - ・ 子どもの乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、その内容を職員間で共有すること等に留意いただくこと。
- ④ 各幼稚園等においては、「学校安全計画」「危機管理マニュアル」について、適宜見直し、必要に応じて改定すること。

【問合せ先】

- 保育所の事件及び事故に関すること
厚生労働省子ども家庭局総務課
少子化総合対策室指導係
tel : 03-5253-1111 (内線 4838)
- 保育所の運営指導、設備及び職員配置基準に関すること
厚生労働省子ども家庭局保育課
企画調整係
tel : 03-5253-1111 (内線 4852, 4854)
- 幼稚園及び特別支援学校幼稚部における安全管理に関すること
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 学校安全係
tel : 03-5253-4111 (内線 2966)
- 幼稚園に関すること
文部科学省初等中等教育局
幼児教育課 企画係

tel : 03-5253-4111 (内線 3136)

●特別支援学校幼稚部に関すること

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課指導係

tel : 03-5253-4111 (内線 3716)

●認定こども園に関すること

内閣府子ども・子育て本部

参事官 (認定こども園担当) 付

tel : 03-5253-2111 (内線 38376)

●事故報告等に関すること

内閣府子ども・子育て本部

参事官 (子ども・子育て支援担当) 付

tel : 03-5253-2111 (内線 38350)